政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党佐賀県北部地区委員会から令和2年7月20日に訂正の報告があったので、平成29年11月30日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨(平成28年分)の一部を次のとおり訂正する。

令和2年9月15日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎 総括表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「4,868,000」を「4,554,154」に、

- 1. 寄付の内訳の表の日本共産党佐賀県北部地区委員会の項中「610,000」を「296,154」に改める。
 - 5. その他の収入の内訳(1件10万円以上のもの)の表中

Γ		\(\frac{1}{2}\)		
	自由民主党佐賀県郵政政	党費	166, 400	
	治連盟支部			を
	中村てつじ会	事務所保証金の返金	100,000	
				_

自由民主党佐賀県郵政政	党費	166, 400
治連盟支部		
日本共産党佐賀県北部地	会議室使用料	275, 000
区委員会		
中村てつじ会	事務所保証金の返金	100,000

に改める。